

品質管理実施状況の報告書(記載例)

(品質管理委員会規則第6条に基づく報告書)

日本公認会計士協会品質管理委員会 御中

平成19年12月7日

監査事務所名 ○ ○ 公認会計士事務所

代表者名 ○ ○ ○ ○ 印

< 監査事務所の区分 >

下記の該当する監査事務所区分の□に✓印を付して、次ページ以降の記載欄に必要事項を記載してください。

- A区分：平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に品質管理レビューを受けない監査事務所
- A1. 平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）までに品質管理レビューを受けたことがある監査事務所
- ⇒ 次ページ以降の次の記載欄に必要事項を記載してください。
- ・ 1. (1) 品質管理のシステムを構成する方針と手続の変更の有無
 - ・ 1. (2) その他の報告事項
 - ・ 2. 改善勧告事項の改善状況
- A2. 平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）までに品質管理レビューを受けたことはないが、平成18年度までに「品質管理実施状況の報告書」を提出している監査事務所
- ⇒ 次ページ以降の次の記載欄に必要事項を記載してください。
- ・ 1. (1) 品質管理のシステムを構成する方針と手続の変更の有無
 - ・ 1. (2) その他の報告事項
- また、貴監査事務所の品質管理のシステムを構成する方針と手続に関して、添付の「品質管理のシステムに関する質問書」に回答を記載してください。
- A3. 平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）までに品質管理レビューを受けておらず、はじめて「品質管理実施状況の報告書」を提出する監査事務所
- ⇒ 貴監査事務所の品質管理のシステムを構成する方針と手続に関して、添付の「品質管理のシステムに関する質問書」に回答を記載してください。
- B区分：平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に品質管理レビューを受ける監査事務所
- ⇒ これで記載は終わりです。次ページ以降の記載は不要です。

(注) この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。

1. 品質管理実施の状況（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）

(1) 品質管理のシステムを構成する方針と手続の変更の有無

報告期間内に、品質管理のシステムを構成する方針と手続を変更した場合には、変更した項目及び変更の要旨を下表に記載してください。

別紙を添付する際は、「別紙参照」のに印を付してください。

なお、変更事項がない場合には、下記の「変更事項なし」のに印を付してください。

変更事項なし

| 項 目 | 変更の要旨 |
|-----------------------------|--|
| <p>教育・訓練 (CPEプログラム)</p> | <p>CPEプログラムについては、常勤・非常勤にかかわらず全ての監査実施者に対して単年度で40単位以上の履修を義務付けていたが、平成19年1月に公認会計士の職業倫理に関する研修を1事業年度に4単位以上、監査の品質管理に関する研修を同4単位以上履修することを義務付けることにした。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |
| <p>監査業務に係る審査</p> | <p>審査担当者の選任方法は、業務執行社員等の交替制度におけるローテーション計画とあわせて審査担当者を決定し、社員会で選任結果を承認していたが、平成19年1月より審査選任委員会を設置し、個々の監査業務の執行社員が審査担当者を指名できないように変更した。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |
| <p>監査契約の新規の締結及び更新</p> | <p>大会社等の非監査証明業務の契約を締結する際には、当該監査証明業務の業務執行社員に通知し、事前承認を受けることとしていたが、平成19年1月より、監査証明業務と同時に提供することが禁止された非監査証明業務に該当しないか検討し承認する責任者を2名選任した。</p> <p>また、その検討記録を作成し、社員会にも報告することにした。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |
| | <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |
| | <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |

(注) この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。

(2) その他の報告事項

報告期間内に監査の品質管理の実施に当たり特に留意した事項、品質管理を実施した結果判明した特記事項及び今後改善を検討する事項を記載してください。

別紙を添付する際は、「別紙参照」のに印を付してください。

なお、報告すべき事項がない場合には、下記の「報告すべき事項なし」のに印を付してください。

報告すべき事項なし

| 項 目 | 内 容 |
|-----------|---|
| 職業倫理及び独立性 | <p>独立性の確認の結果、監査実施者××が相続により被監査会社の株式を保有していることが判明した。</p> <p>相続日から1年以内に当該株式を処分していることを証券会社の取引明細書により確認し、監査業務に従事することを承認した。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |
| 監査業務に係る審査 | <p>委託審査を依頼している公認会計士から繰延税金資産の回収可能性に疑念があるため監査責任者の意見に同意できない旨の見解を示された。</p> <p>共同監査人〇〇公認会計士と共に再度被監査会社の経営者が作成した将来課税所得の見積りに関する資料を検討した結果、会社計上額が妥当であると認められるため、適正意見を表明した。(追加資料等を審査担当会計士に提示し、監査意見表明までに了解を得られている場合は記載不要。)</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |
| 教育・訓練 | <p>監査実施者××の平成18年度のC P E取得単位が単年度で35単位であることが判明した。また、監査実施者△△は単年度40単位以上履修していたが、必須研修項目である公認会計士の職業倫理に関する研修の履修が1単位であることが判明した。</p> <p>協会の夏季研修等に積極的に参加させ平成19年9月30日までに、××は当年度の義務履修単位を含め50単位を取得し、△△は職業倫理及び監査の品質管理をそれぞれ4単位以上履修していることを確認した。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>別紙参照</p> |

(注) この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。

| | |
|---------------------|---|
| <p>監査事務所間の引継</p> | <p>平成19年6月に〇〇会社の会計監査人に選任された。当該会社の前任監査人は、××の理由によりリスクが高いと判断して会計監査人を辞任した。</p> <p>監査業務の引継に当たっては、監査基準委員会報告書第33号「監査人の交代」に基づきリスクの高いと考えられる領域を被監査会社の経営者及び前任監査人への質問及び監査調書の閲覧により再確認し、当監査事務所が必要と考えられる監査手続が実施可能であるかどうかを確認した。</p> <p>また、当該監査業務を適切に遂行できる専門的能力と実務経験を有する監査実施者を監査チームに配属し、審査に当たっても、審査担当者にリスクの高い領域の監査調書を提示し、入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明していることの再確認を得ている。</p> <p>当監査事務所は、△△会社の会計監査人を平成18年11月30日に××の理由により辞任した。なお、後任監査人は〇〇であり、平成19年〇月〇日に当該会社の監査調書を、後任監査人の求めに応じて、被監査会社の承諾を得て、後任監査人に提示した。</p> <p style="text-align: right;">□別紙参照</p> |
| <p>品質管理のシステムの監視</p> | <p>平成19年7月及び8月に当監査事務所の監査関与先□社のうち×社を選び、品質管理のシステムの監視の責任者により監査業務の定期的な検証を実施し、その結果を要約した報告書を作成して、社員会へ報告した。</p> <p>この定期的な検証に当たり、本年度は××を重点項目とした。監査業務の定期的な検証の結果、検証者から改善を要するものとして提起された事項及び監査責任者の改善措置の概要は別紙のとおりである。</p> <p>なお、監査責任者は、改善措置の実施状況を、当監査法人の品質管理のシステムの監視の責任者である〇〇に平成〇〇年〇月〇日までに提出することが求められている。</p> <p>また、前年度の定期的な検証で改善が求められた</p> |

(注) この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。

| | |
|--|--|
| | <p>事項については、監査責任者からの報告及び必要に応じて実施した品質管理のシステムの監視の責任者等による関連書類の閲覧等により改善を確認している。</p> <p style="text-align: right;">□別紙参照</p> |
|--|--|

2. 改善勧告事項の改善状況（平成19年9月30日現在）

原則として、報告基準日（9月30日）現在の改善状況を記載してください。ただし、報告基準日後において更に改善措置が進んでいること等により、直近の改善状況が報告できる場合は、監査事務所の定めた報告日（例えば10月31日現在）とすることができます。

別紙を添付する際は、「□別紙参照」の□に✓印を付してください。

なお、直前回の品質管理レビューで改善勧告事項がなかった場合には、下記の「□改善勧告事項なし」の□に✓印を付してください。

直前の品質管理レビュー報告書の日付（平成18年1月 日）

□ 改善勧告事項なし

| |
|---|
| <p>(1) 改善勧告事項</p> <p>1.1. リスク・アプローチに基づく監査計画立案</p> |
| <p>(2) 改善勧告事項に対する回答概要</p> <p>① 重要性の基準値の算定方法を定め、監査計画書に記載する。</p> <p>② 監査委員会研究報告等を参考にして固有リスク評価の方針と手続を定める。</p> <p>③ 監査委員会研究報告等を参考にして統制リスク評価の方針と手続を定める。</p> <p>④ 重要性の基準値及び発見リスクの程度に基づいて実証手続を決定していることを明確にする。</p> <p>⑤ 上記改善措置を平成18年4月1日以降開始する事業年度から実施する。</p> <p style="text-align: right;">□別紙参照</p> |
| <p>(3) 改善勧告事項に対する改善状況</p> <p>① 平成18年 4月 1日改善措置導入済み</p> <p>② 平成 年 月 日までに改善予定</p> |
| <p>(4) 具体的改善措置の概要(改善措置を導入済みでない場合には、その理由及び今後の改善措置の方法を具体的に記載してください。)</p> <p>① 重要性の基準値として税引前当期純利益の×%を採用し、監査計画段階で前年度実績値を基に計算して、監査計画書に含めている。平成18年4月1日以降開始する事業年度からは、勘定や取引ごとの重要性の値を重要性の基準値の××%とすることにした。</p> <p>②③ 監査委員会研究報告を参考にして、監査調書を作成している。</p> |

(注) この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。

④ 平成18年4月1日以降開始する事業年度からは、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク及び経営者の主張ごとに重要な虚偽表示のリスクを評価し、その重要な虚偽表示のリスクとの関連を明瞭にして、実証手続、その実施時期及び範囲を決定していることを示す監査調書を作成している。

⑤ 上記事項は平成18年3月改訂の当監査法人の監査マニュアルに記載し、平成18年4月1日以降開始する事業年度からすべての監査業務に適用した。

また、平成19年度の監査業務の定期的な検証においても、リスク・アプローチに基づく監査計画立案を重点項目にした。(平成18年10月1日から平成19年9月30日までの監査業務の定期的な検証結果については、1.(2)「その他報告事項」に記述している。)

なお、平成19年3月に監査委員会研究報告第19号及び日本公認会計士協会東京会の「リスク・アプローチによる監査の手引き(監査基準に準拠した監査の手引き)」を参考にして、当監査法人の監査マニュアルを再度改訂し、平成19年4月1日以降開始する事業年度からすべての監査業務に適用するよう義務付け、法人内の研修(必修)を平成19年7月に実施した。

□別紙参照

(1) 改善勧告事項

Ⅱ.1. 監査実施者の適格性－利害関係の確認

(2) 改善勧告事項に対する回答概要

① 監査実施者全員を対象(非常勤者、無資格者も含む)として文書(倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」)を毎年定期的に入手する。

□別紙参照

(3) 改善勧告事項に対する改善状況

① 平成18年3月31日改善措置導入済み

② 平成 年 月 日までに改善予定

(4) 具体的改善措置の概要(改善措置を導入済みでない場合には、その理由及び今後の改善措置の方法を具体的に記載してください。)

前年度報告済み。

なお、平成19年度の品質管理のシステムの日常的監視において、独立性の確認が適切に行われていることを確かめている。

□別紙参照

(1) 改善勧告事項

Ⅱ.2. 監査調書の整備

(注) この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。

(2) 改善勧告事項に対する回答概要

- ① 主要な勘定科目について監査手続書を作成する。
- ② 監査調書番号を体系化し、必要と認められる場合、関連する監査調書の番号を該当する金額等に付記し関連を明確にする。
- ③ 実施した手続とその結果を監査調書に明確に記録することを励行させる。
- ④ 補助者が作成した監査調書を査閲していることを監査調書に署名する等して明確にする。
- ⑤ ③及び④については、平成18年3月期の期末監査から実施するよう指示し、①及び②については、平成18年3月までに監査手続書の様式、監査調書番号の体系化を完了させ、平成18年4月1日以降開始する事業年度の監査から適用する。

□別紙参照

(3) 改善勧告事項に対する改善状況

- ① 平成18年4月1日改善措置導入済み
- ② 平成 年 月 日までに改善予定

(4) 具体的改善措置の概要（改善措置を導入済みでない場合には、その理由及び今後の改善措置の方法を具体的に記載してください。）

① 前年度報告済み

なお、監査基準委員会報告書第36号「監査調書」に対応するため、平成19年3月に監査マニュアルを改訂し、平成19年7月の法人内研修（必修）を実施してすべての監査実施者に周知した。

- ② 平成18年度及び平成19年度の監査業務の定期的な検証の重点項目にしたが、改善措置は各監査業務において適切に講じられている。

□別紙参照

(1) 改善勧告事項

Ⅱ.3. 残高確認

(2) 改善勧告事項に対する回答概要

- ① 残高確認書の発送及び回収をコントロールシートを作成等して管理する。
- ② 著しく軽微でない確認差異はすべて調査するとともに、各調整項目に対して実施した実証手続及びその結果を明確に文書化する。
- ③ 回答がない場合には、代替手続を実施してその結果を明確に文書化する。
- ④ 貸借対照表日前の一定の日を確認基準日とする場合には、勘定分析又は残高比較等により貸借対照表日までに異常な取引がないことを確認する。
- ⑤ 平成18年3月期の期末監査から実施する

□別紙参照

(注) この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。

(3) 改善勧告事項に対する改善状況

- ① 平成 18年 4 月 1 日改善措置導入済み
- ② 平成 年 月 日までに改善予定

(4) 具体的改善措置の概要（改善措置を導入済みでない場合には、その理由及び今後の改善措置の方法を具体的に記載してください。）

- ① 前年度報告済み
- ② 昨年に引き続き平成19年度も監査業務の定期的な検証の重点項目にしたが、一部の監査業務において、代替手続の実施過程が明確に監査調書に記載されていない部分があった。このため、当該監査業務の責任者に改善措置を徹底するよう個別に指示した。また、平成19年7月の法人内研修（必修）において、すべての監査実施者に対して改善措置の徹底を改めて周知した。

□別紙参照

（注）この記載例では、各項目の特徴的な例示を示しているため、公認会計士事務所と監査法人の例示が混在していますので、ご注意ください。